

PFI 事業における事業者選定の審査体制について

1. 趣旨

PFI 事業における事業者選定における審査委員会のあり方について、昨年 10 月に開催された第 13 回 PFI 推進委員会において、故・西野委員長代理より「審査委員と審査委員会のあり方に問題がある」とのご意見をいただきました。これを踏まえ、アンケート調査等も実施し、故・西野委員長代理にその内容につきご相談をしてみました。本件は、その趣旨を踏まえた「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の改定案を提示するものです。

2. 公共施設等の管理者等及び民間事業者に対するアンケート調査について 実施したアンケートの概要は以下の通り。

	公共施設等の管理者等に対する アンケート	民間事業者に対するアンケート
アンケート実施時期	平成 19 年 2 月	平成 19 年 3 月
調査対象	平成 18 年 12 月末日までに事業者選定が 終了している PFI 事業の発注担当者	PFI 事業への参加件数等により抽出 した民間企業
調査対象数	総送付数 225 件	総送付数 32 社
有効回答数	総回答数 154 件 (回答率 68.4%)	総回答数 18 社 (回答率 56.3%)

3. アンケート調査から得られた実態

公共施設等の管理者等へのアンケート調査から、全ての PFI 事業で審査委員会が設置されており、そのうち 98% の PFI 事業で、外部有識者が参加する審査委員会が設置されていることが分かった(図-1)。また、公共施設等の管理者等のニーズ、考えに沿った採点、順位となったとの回答が全体の 86% に及んでいる(図-2)。一方、民間事業者へのアンケートからは、審査委員会による審査を適切とはいえないとの回答は 9 割近くにのぼった(図-4)。その主要な理由(選択方式)としては、多いものから順に、

「行政側で組織される事務局と審査委員会の役割分担や審査のプロセスが不明確である」

「提案の審査には、事業分野に関する専門性のほか、財務や法務に関する専門性等、幅広い知見が求められ、専門ごとに委員が選定されているが、専門外の分野についても評価に関与しており、適正な評価になっていない可能性がある。」

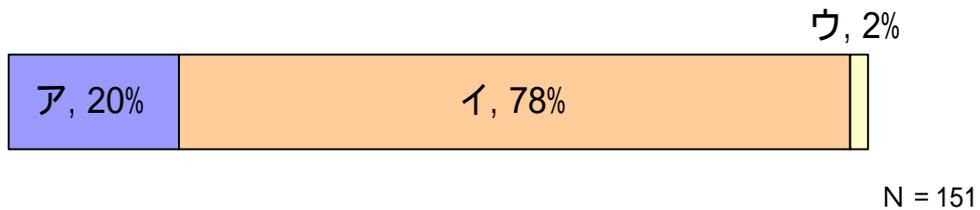
「審査委員会が適切に事業者を選定するためには短期間に膨大な提案書を読み込む必要があるが、そのための時間や費用の裏づけが十分でない」

となっている。一方、「第三者である審査委員会が選定すること自体に問題がある」との回答は少ない。(図-5)

(1) 公共施設等の管理者等に対するアンケート
 審査委員会の設置の有無 (図 - 1)

問 審査委員会を設置しましたか？

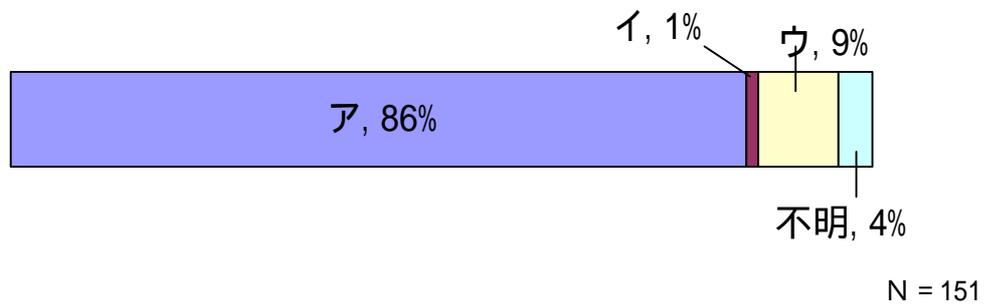
ア) 公共団体の外部者のみで構成される審査委員会を設置した。
イ) 公共団体職員と外部者で構成される審査委員会を設置した。
ウ) 公共団体職員のみで構成される審査委員会を設置した。
エ) 審査委員会を設置しなかった。



採点結果に対する満足度 (図 - 2)

問 非価格要素の採点結果についてどのように感じていますか？

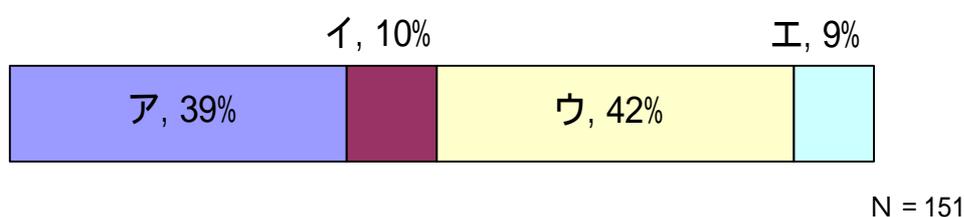
ア) 発注者のニーズ、考えに沿った採点・順位となった。
イ) 発注者のニーズ、考えとは異なる採点・順位となった。
ウ) その他 ()



審査委員会による評価・採点方式（図－３）

問 審査委員会による評価・採点はどのように行いましたか？

ア) 全委員が全ての非価格要素の評価項目に対して採点を行い、各委員の採点結果を合算する方式。
イ) 各委員が専門分野にかかる非価格要素の評価項目に対して採点を行い、合算する方式。
ウ) 審査委員会での議論により委員会として一つの配点を決定する方式。
エ) その他

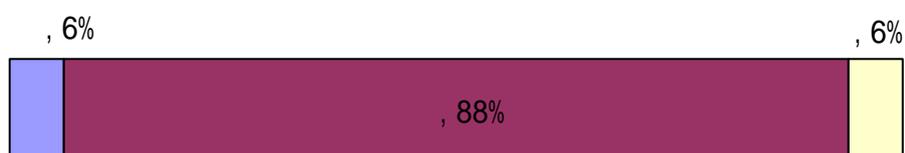


(2) 民間事業者に対するアンケート

審査委員会による審査体制（図－４）

問 総合評価を行うにあたっては、外部専門家を含む審査委員会を設置し検討を行うケースが多くなっています。これについて以下から当てはまる意見を選択してください。

現在の審査委員会による審査体制は適切である。
現在の審査委員会による審査体制は適切とはいえない
その他



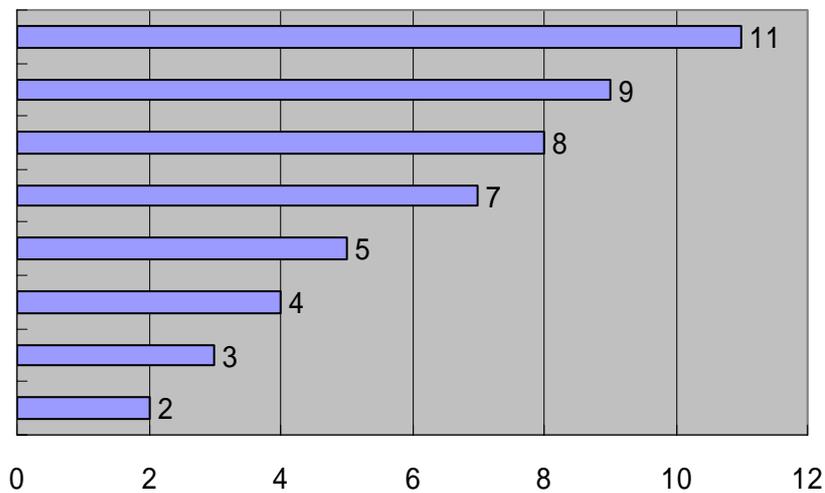
N = 18

適切でないと思う理由（図－５）

問 適切ではない理由として考えられるものを以下から選択してください。

（意見に近い順に３つ以内で選択して下さい。）

行政側で組織される事務局と審査委員会の役割分担や審査のプロセスが不明確である。
提案の審査には、事業分野に関する専門性のほか、財務や法務に関する専門性等、幅広い知見が求められ、専門ごとに委員が選定されているが、専門外の分野についても評価に関与しており、適正な評価になっていない可能性がある。
審査委員会が適切に事業者を選定するためには短期間に膨大な提案書を読み込む必要があるが、そのための時間や費用の裏づけが十分でない。
適切な審査を行うために必要な能力を備えた審査委員の選定が行われているか不明である。
形式上、審査委員会が事業者を選定するため、選定結果に対する発注者の説明責任が十分に果たされない懸念がある。
委員会では、特定の委員の意見に他の委員が左右される傾向があるという懸念がある。
公共施設の管理者である発注者が事業者を選定せず第三者である審査委員会を選定すること自体に問題がある
その他

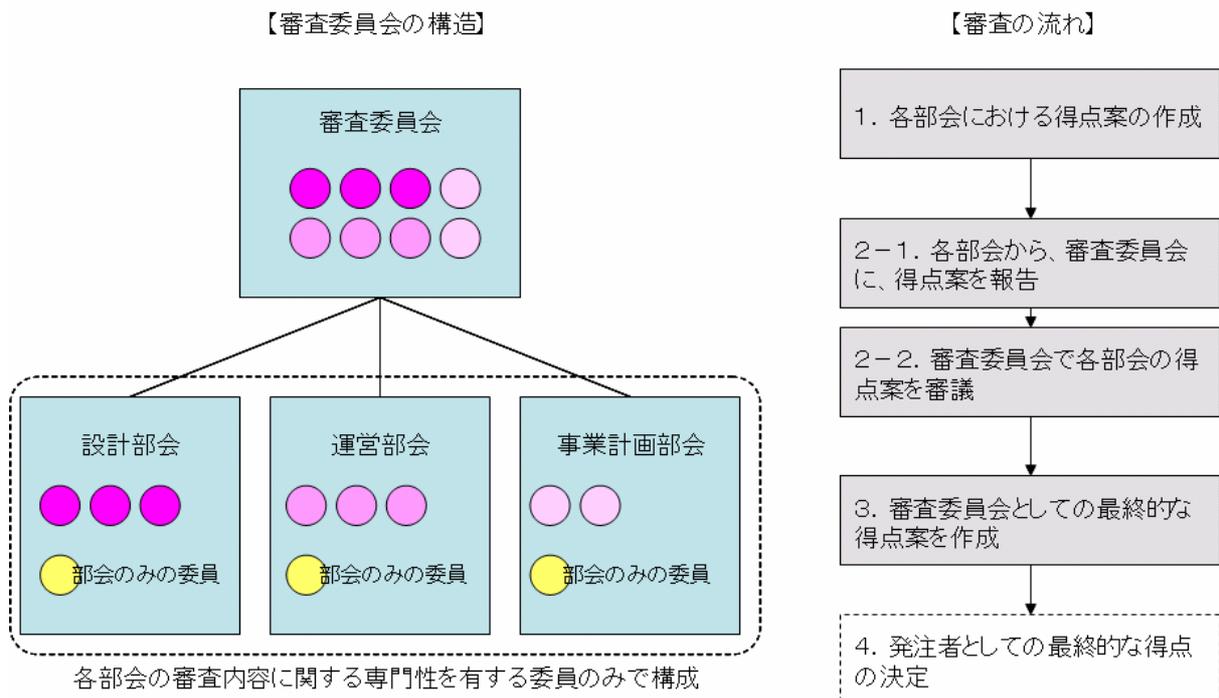


N = 17 (3つ以内で選択可)

18 社中 1 社は「審査体制は適切」と回答。

4. 専門分野ごとに審査を行っている例

このように、入札に参加した経験のある民間事業者は、「委員が専門外の分野についても評価に関与しており、適正な評価になっていない可能性がある」との認識を有している者が17社中9社に及ぶが、一方、審査委員会の審査の実態は(図-3)に見られるとおり、全委員が専門分野にかかる非価格要素の価格項目に対して採点を行い、合算する方式が約4割を占めている。なお、審査委員会で審査する事項のうち専門性の高いものについて、当該事項の専門性を踏まえた審査委員を選定し、専門分野ごとに審査が行われている一例としては、以下のようなものがある。



5. ガイドライン改定の方向性

以上のアンケート等の結果も踏まえ、今回、以下の方向性を踏まえたガイドラインの改定案をとりまとめた。

応募者からは、審査委員会と公共施設等の管理者等(事務局)の役割分担や審査のプロセスが不明確との指摘があり、これらにつき透明性・客観性を確保する必要がある。

審査委員が評価に割ける時間等が十分でない場合が多いのではないかととの指摘がある。十分な時間をかけて審査・評価することができる体制が必要である。

専門性の高い事項については、その専門性にふさわしい審査のプロセスが確保されることが必要である。

審査委員会は民間事業者の選定の一つの方法であり、専門的知見を有する者の活用を図ることも有効とのガイドラインの趣旨を再認識する必要がある。

第13回民間資金等活用事業推進委員会

議事録（未定稿・抜粋）

西野委員長代理 今、VFMの見直しが行われているというので、大変喜ばしいと思っておりますが、各種ガイドラインをつくる際には、ごくというのは言い過ぎかもしれませんが、一定の期間で見直すという前提で作業を始めていたものが、成立して以来5年以上経っているにもかかわらず、ほとんど見直されていないということがあります。

特に問題があるとは思っておりませんが、結果として変更箇所がないということになるかもしれないんですが、ガイドラインを書くことの幾つかに直接担当した人間としては、見直し作業をした方がよいと思っております。あるいはVFMと同じように意見を求めた上で、必要かどうかというのを決めまして、その辺について見直すということも一つの方法かなと思っております。

私は個人的には昨年この席でも申し上げたんですが、一つだけ大きな問題を常に指摘してきております。今回も繰り返させていただきたいと思うんですが、審査委員と審査委員会のあり方に問題があると考えております。

審査委員のあり方というのは既に定着しておりますので、例えばガイドラインを変えましても、実質的に変わるかどうかは非常に懸念をしておりますが、先ほど報告がありましたように、数百億円から1,000億円を超える案件が出てきております。専門分野という意味では、1,000億円を超える案件の審査に多くても1人か2人、場合によってはだれもないというのが実態でございます。

そういう審査委員の性格もほとんどが大した謝金も払われておりませんで、一種の奉仕活動なんです。国の発注する1,000億円を超える案件が奉仕活動によって、しかも専門家が1人いれば1人がほとんど決定的な力を持つということで事業決定をするのは、本質的に一市民としてもおかしいのではないかと感じております。

そもそもガイドラインの中で審査委員とか審査委員会という名前を使ったのが間違っただきな理由で、よく読みますと今のようなことは書いていないんですけども、独り貸しているのが実態だと理解をしています。

これは本来は諮問委員なり、あるいは地方自治法に書いておりますように選定基準、落札者は決定を、発注者が意図的、恣意的に妙なことをしては困るので、それを見るという役割で、専門家としてはその助言者、アドバイザーであり、これはガイドラインにも書いてあるんですが、責任は明らかに発注者にあるわけですから、本来、発注者が依頼をするアドバイザーでありますコンサルタントと相談をして決めるべきで、そこに真の専門家として助言をするということが大事。

実態は先ほど言ったのかもしれませんが、すべて審査委員会が決定をしているというのが、少なくとも私の個人的なかなりの数の経験であります。

その意味では同じ総合評価に対して、地方自治法（事務局注）で規定しておりますように、地方自治法は有識者2人以上の意見を聞かなければいけないという聞き方で、本来の筋にガイドラインを変えるべきではないかというのが1点です。（以下略）

事務局注：地方自治法施行令・同施行規則（抄）

地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）

第六百六十七条の十の二

4 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとするとき、総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

（指名競争入札の入札保証金等）

第六百六十七条の十三 第六百六十七条の七から第六百六十七条の十まで及び第六百六十七条の十の二（第五項を除く。）の規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

地方自治法施行規則（昭和二十二年五月三日内務省令第二十九号）

第十二条の四 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六百六十七条の十の二第四項（同令第六百六十七条の十三において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる事項に関し学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

- 一 総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を行おうとするとき 総合評価競争入札によることの適否
 - 二 総合評価競争入札において落札者を決定しようとするとき 予定価格の制限の範囲内の価格をもつて行われた申込みのうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものの決定
 - 三 落札者決定基準を定めようとするとき 当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- 2 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六百六十七条の十の二第四項の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。